

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成 29 年 4 月からの世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理期間が平成 29 年 3 月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例に基づき、平成 29 年 4 月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

| 施設名等 | 実施事業 | 指定管理者の候補者名 |
|--|----------------------|----------------------------------|
| 世田谷区立世田谷福祉作業所 世田谷区下馬二丁目 31 番 34 号 101 | 就労移行支援 就労継続支援 B 型 | 社会福祉法人武蔵野会 八王子市台町二丁目 7 番 22 号 |

現在の指定管理期間 5 年間 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

3. 指定管理者制度適用の理由及び効果

区立世田谷福祉作業所では、障害者の自立を促進するため、利用者のニーズや障害特性を把握しながら、創意工夫したサービスの提供や管理運営の効率化に努めており、指定管理者制度の効果を活かした運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

4. 指定期間及び実施事業

5 年間 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日) とする。

| 実施事業 | 事業実施期間 |
|------------------------------|---|
| 就労移行支援 就労継続支援 B 型 | 平成 29 年 4 月 1 日～ 施設改築事業竣工まで (平成 31 年度中) |
| 就労移行支援 就労継続支援 B 型 生活介護 | 施設改築事業竣工以降 (平成 31 年度中)～ 平成 34 年 3 月 31 日 |

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 世田谷区立障害者施設条例第 14 条に定める「特別の事情」により、公募によらず適格性の審査にて指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で決定する。

(2) 「特別の事情」について

「指定管理者制度運用に係る指針」第 5 の 3 「特別の事情 (4) 現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当

程度期待できる場合」及び「特別の事情（１）指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定される場合」に該当する。

【理由】

・特別の事情（４）

- ・区立世田谷福祉作業所では、指定期間中に第三者評価の受審及び自己検証の評価結果を踏まえ、障害特性に配慮した介護、作業活動、就労支援の実施に取り組み、サービスの質の向上に努めており、継続して管理を行うことで安定したサービス提供が期待できる。
- ・平成31年度より新たに実施予定の生活介護事業についても、区内生活介護施設の中でも車イス利用者等の重度重複障害の利用者の多い区立九品仏生活実習所と区立駒沢生活実習所において豊富な運営実績がある。平成26年度に行われた同2施設の次期指定管理期間選定審査（適格性審査）の際には、「医療対応、発達障害の対応について地区ごと各種別に応じた細かい研修を行っている点」や「理学療法士の助言を受けて一人ひとりに適した介護を実施している点」、「利用者の高齢化・重度化への対応としてトータルリラクゼーションや機能維持運動を取り入れている点」等が評価され、合格基準7割に対し、2施設とも8割5分以上の点数により選定されている。以上より、同一法人による運営ノウハウの継承や連携等により生活介護事業についても、十分な事業効果が期待できる。

・特別の事情（１）

障害者施設では、利用者支援にあたって職員と利用者・家族との関係性が重要であり、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。当法人は、職員研修や職員のメンタルヘルスにも積極的に取り組んでおり、職員の定着率も高く利用者との関係性維持が十分に期待できる。平成31年度より新たに実施予定の生活介護事業の利用定員は、全定員の2割程度であり、大半を占める継続事業利用者の混乱を避ける必要性が大きい。

以上の理由から、同法人より事業計画書等の提出を受け、適格性の審査を行う。

6. 審査体制

（１）選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審議を行うため、世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

（２）選定委員会の所掌及び構成

「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否を審議するほか、候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について、区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準

世田谷区立障害者福祉施設条例第14条第3項で定める基準に基づき、選定委員会において申請者から提出される事業計画書等の審査及び申請者のヒアリングを実施し、総合的な評価を行い、指定管理者の候補者を選定する。

障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
施設の効用を最大限に発揮させることができること。
施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. その他

今回、指定管理者選定を実施する世田谷福祉作業所は、現在改築事業が予定されており、改築工事竣工後は、所在地の変更及び実施事業の拡充が予定されているため、指定管理者選定にあたり、平成 28 年 6 月の第 2 回区議会定例会にて、当該施設の所在地、実施事業を規定する障害者福祉施設条例の改正案を提案する。

9. 今後のスケジュール

| | | |
|---------|----------|---------------------------------|
| 平成 28 年 | 3 月 17 日 | 第 1 回選定委員会 |
| | 4 月上旬 | 福祉保健常任委員会報告（選定方法） |
| | 6 月 | 第 2 回区議会定例会（障害者福祉施設条例の改正） |
| | 7 月～9 月 | 選定期間（適格性審査） |
| | 11 月 | 政策会議（選定結果） 福祉保健常任委員会報告（選定結果） |
| | | 第 4 回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案） |
| 平成 29 年 | 4 月 1 日 | 次期指定管理者による管理の開始 |